

大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の結果について

2009年3月28日

同志社大学大学院司法研究科長 奥村 正雄

同志社大学法科大学院（大学院司法研究科法務専攻）は、2008年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受け、このたび、その結果が公表されました。

評価結果では、同機構が定める54項目にわたる評価基準のうち53項目は基準を満たしているという評価を受けました。このことにより、本法科大学院が専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力その他法曹として必要な能力を育成する双方向・多方向の授業が行われていること、外国法科目を多数開設し本法科大学院の教育理念の1つである国際性が実現されていること、法律実務基礎科目において公法系の訴訟実務に関する「公法実務の基礎」が開設されていることなど、多くの点が積極的に評価されており、本法科大学院の教育目的は理念どおり実現されてきたといえます。

ところが、残念なことに、第4章の基準のうち「基準4-1-1を満たしていない」ため、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない」との厳しい評価を受けました。基準4-1-1は、「成績評価」に関する基準ですが、同機構は、本法科大学院が2005年度より採用している「再評価」制度が不適切であるため「廃止する必要がある」という評価を下しました。「再評価」制度とは、学期末試験において不合格の成績評価が相当と判断した学生に対して、科目担当者が当該学生に成績評価を最終決定する前に、もう一度学力の評価を受ける機会を与えるというものです。基準を満たさないとされた理由は、「同一授業科目の同一試験において異なる成績評価の基準と方法を用いるものであり、また、再評価を実施するかどうかの判断が科目担当者に委ねられ、その実施の有無が学生に周知されるのは学期末試験の約2週間前となっており、成績評価の実施において、公平性及び透明性の確保が十分でないことから、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価制度ではない」からであることに求められています。

しかし、「再評価」制度は、他の法科大学院における再試験制度と実質は同じものであることに加え、学生の能力及び資質を適正に確認できるものであること、厳正な成績評価に資する面があること、不合格のおそれのある学生の自覚を促し学習意欲を高める効果があることから、継続して実施してきたものであり、本法科大学院としては、不適合と判断されることは全く予想しませんでした。そこで、本法科大学院は、大学評価・学位授与機構に対して意見の申立書を提出し、「再評価」制度の正当性を主張しましたが、遺憾ながら受け

容れられませんでした。

本法科大学院は、同機構による認証評価とは別に、成績評価の在り方についてこれまで慎重に検討を進めてきましたが、同機構の指摘をも踏まえ、評価基準を満たしていない理由とされた「再評価」制度は2009年度から廃止することを決定しました。また、その他成績評価に関して改善を要すると指摘された点についても、既に改善措置を施しております。

同機構による法科大学院認証評価では、満たしていないと判断された基準があつて適格認定を受けられなかった場合には、その基準に限定して追評価を受ける機会が与えられていますので、本法科大学院は成績評価に関する基準について2009年度に追評価の申請を行う予定です。これにより、同機構による認証評価は、すべての基準を満たしているとの評価を受けるものと確信しております。

本法科大学院は、今後も、良識を備え卓越したリーガル・テクニクをもって法を運用する国際感覚豊かな法曹を育成するよう弛まぬ努力を続けていく所存であります。

なお、今回の評価結果は、本法科大学院の修了生の学位及び司法試験受験資格に些かも影響しないことを申し添えておきます。

* 「基準4-1-1を満たしていない」とされた理由の詳細は同機構の「評価報告書」14ページ～18ページ、本学が提出した意見申立書については同報告書の31ページ～38ページをご覧ください。